

信用格付業者登録番号台帳

金融庁

登録番号	登録年月日	信用格付業者名
(格付) 第 号	年 月 日	

(注) 登録を抹消した場合は、——線を引くものとする。

文 書 番 号
年 月 日

(商号)

(代表者の氏名) 殿

金融庁長官 印

信用格付業の登録について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり登録しましたので、金融商品取引法第66条の48において準用する同法第57条第3項に基づき通知します。

記

登録年月日

年 月 日

登録番号

金融庁長官 (格付) 第 号

文 書 番 号
年 月 日

(商号)
(代表者の氏名) 殿

金融庁長官 印

信用格付業の登録の拒否について

年 月 日付で申請のあった信用格付業の登録の申請については、下記の理由により拒否したので、金融商品取引法第66条の48において準用する同法第57条第3項に基づき通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日の翌日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否の理由

信用格付業者登録簿縦覧表

縦覧日	縦覧者氏名	縦覧者の住所 電話番号	登録番号	信用格付業者名	貸出 時間	返納 時間	確認 印